

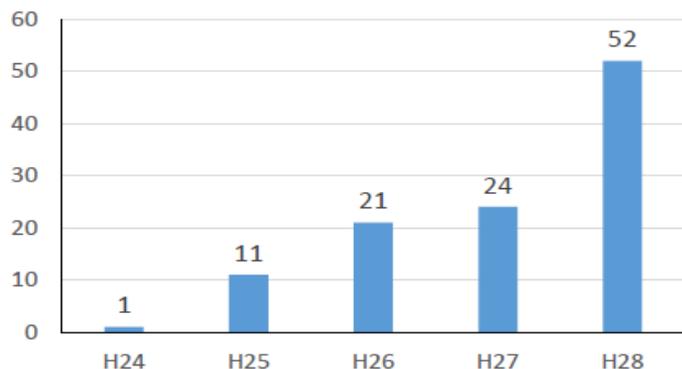
# モバイルバッテリーの規制対象化について

- 近年事故が多発している**モバイルバッテリー**について、平成30年2月1日付けの通達改正により、**電気用品安全法**の規制対象となりました。（経過措置期間：1年間）
- 平成31年2月1日以降は、**PSEマークの無いモバイルバッテリーは販売禁止**（流通在庫を含む）となりますのでご注意ください。

## 1. 通達改正の背景

- ① 電気用品安全法の規制対象品については政令で定義され、運用上の詳細は、通達において公開されているが、モバイルバッテリーの対象・非対象については、改正前の通達ではどちらとも読める内容。
- ② しかしながら、モバイルバッテリーについては、近年、事故が急増しており、また電子機器の外付け電源として用いられるリチウムイオン蓄電池そのものと解されることから、今回、通達を改正し、規制対象であることを明確化した。

年度別 モバイルバッテリー事故発生件数



出典：平成28年度 事故情報収集・調査報告書、平成29年10月、製品評価技術基盤機構（NITE）

## 2. 経過措置期間

今回の規制対象化により、モバイルバッテリーは、技術基準適合や、出力電圧・外観について全数検査などが新たに義務付けられ、これらの義務を果たした証であるPSEマークの付されたモバイルバッテリーの販売が義務付けられる。

このため、事業者の準備状況を踏まえ、平成31年1月31日までの1年間を経過措置期間とし、この間は、これまでの扱い（技術基準違反に問われない、PSEマーク無しでも販売できる）によることもできることとする。

### 改正・経過措置期間のスケジュール

